

愛媛県立内子高等学校小田分校

いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 はじめに

本校においては、地域・家庭と一体となって、校訓「克己」の下、社会の形成者としての自覚を持たせ、生徒一人一人の能力・適性・進路に応じた指導とその実現に努め、心身ともに健全でたくましく生きる人間の育成を期するという教育方針を掲げ、教職員一丸となって様々な教育活動に取り組んでいる。また、生徒が互いの尊厳を重んじ、豊かな人間性と創造性を備えた社会の一員として、世界にも貢献できる大人に成長することは、保護者・教職員相互の願いであり、生徒が一人一人の自己実現のために、安心して学ぶことができる教育環境の整備等に努めているところである。

その中で、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるいじめ問題は、生徒に関わる最重要課題の一つとなっている。

本校では、いじめ問題への対策として、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識の下、定期的にアンケートを実施するなど、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒の人間関係について情報の共有を図っている。また、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、早期発見に努め、いじめを認知した場合には、迅速かつ適切な対応を図る体制を整えている。

本校のこれまでの取組に加え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改訂）」や愛媛県が策定した「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、ここに「愛媛県立内子高等学校小田分校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い、いじめられる側に責任はない」との認識を持つ。
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識の下、学校の指導体制を整える。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持ち、組織として取り組む。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止されたり促進されたりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ① 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ② 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ③ 愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ④ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ⑤ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ⑥ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ⑦ 欲求不満（イライラを晴らしたい）

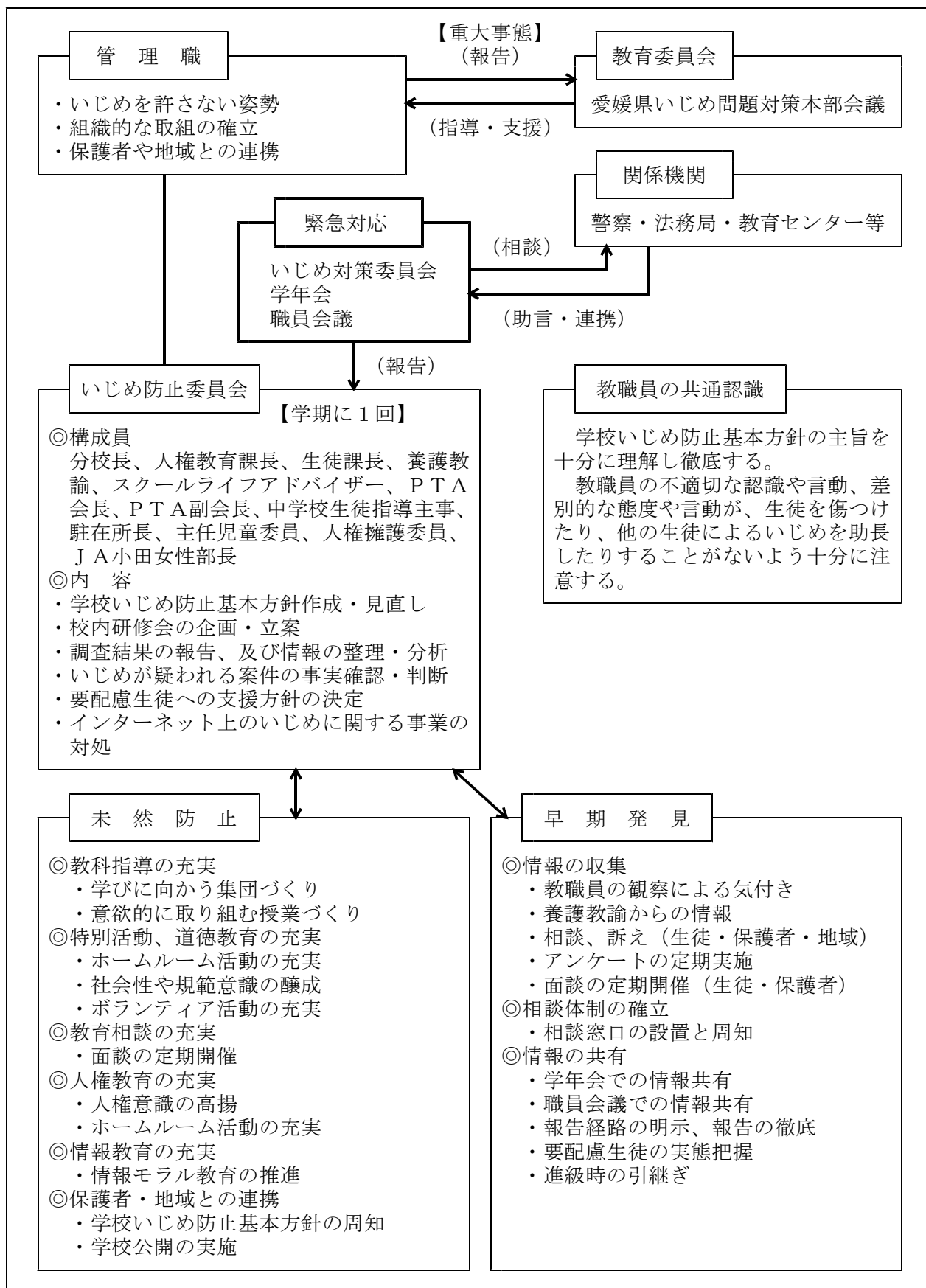
(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものが考えられる。

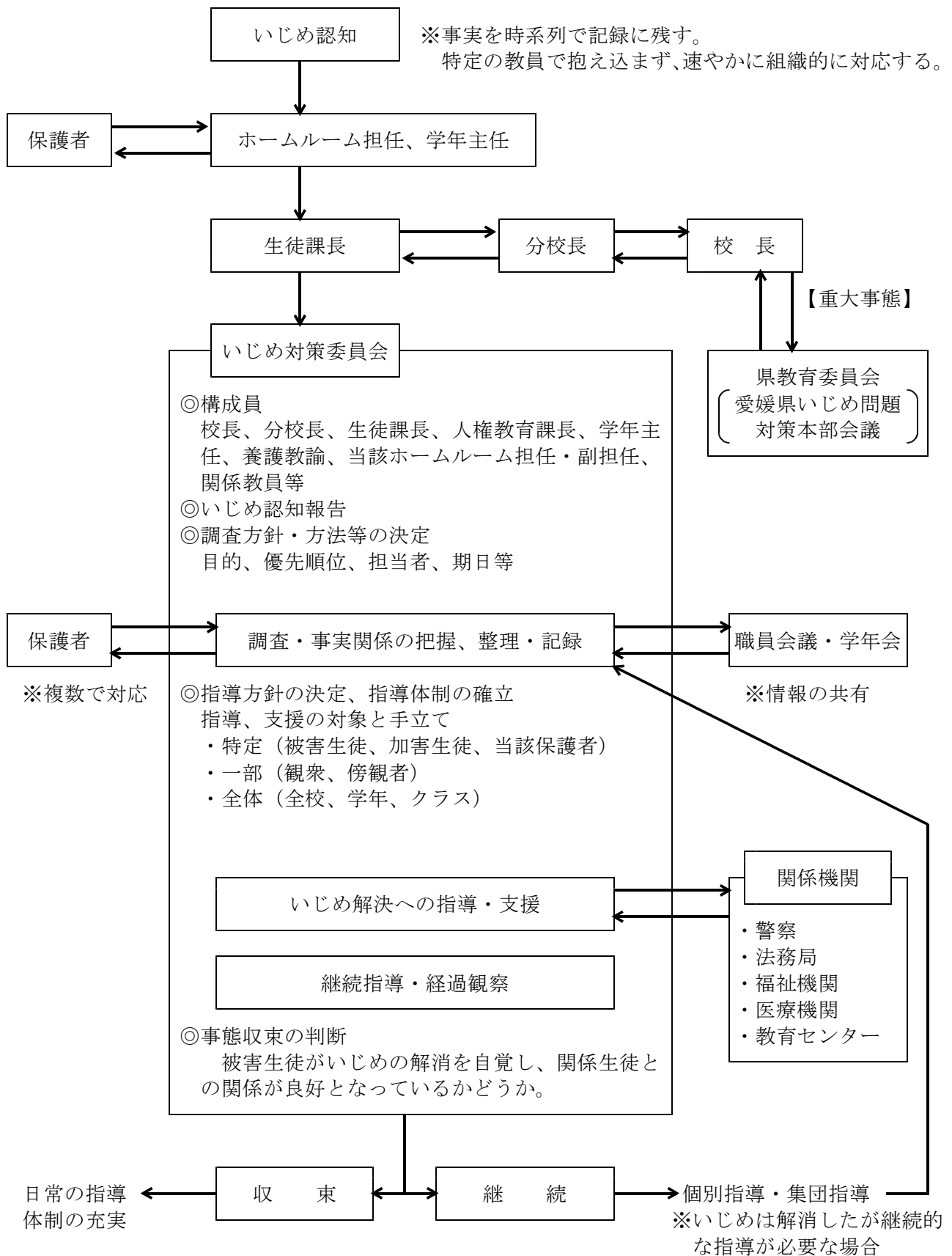
ひやかし・からかい、悪口・陰口、うわさの流布、落書き、器物破損、集団による無視、仲間はずれ、暴力、ぶつかり・小突き・蹴り、命令・脅し、嫌がらせ・物隠し、たかり、使い走り、性的辱め、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制と取組（未然防止・早期発見）



(2) 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



4 いじめの予防

いじめの未然防止に取り組むには、「子どもというのはいじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだ」「いじめられたおかげで強くなることもある」などの考え方を正す必要がある。人の成長にとって理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってはならないことを教職員・保護者等が共通理解することが求められる。さらに、教育活動全般を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 教科指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団を構築する。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業を展開する。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように配慮する。

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの学習
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4月、6月、11月）
- ・「人権問題に関する意識調査」の実施（4～5月）、結果の分析・検討

(4) 人権教育の充実

- ・「いじめに関するアンケート」の実施（5月、7月、9月、12月、1～2月）、結果の分析・検討及び対応
- ・人権意識の高揚
- ・生徒人権委員会の取組、及び啓発活動の推進

(5) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実

(6) 保護者や地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するためには、早期発見・早期対応が重要である。生徒の言動に留意することで、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応する。

いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識しておかなければならない。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。そして、「緊急時の組織的対応（いじめへの対応）」に従って、速やかに報告と事実確認を行い、複数の教員で対処する。

(1) 早期発見への取組

- ・学級で生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを張る。
- ・休み時間や昼休みなどの生徒との雑談や日誌を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・「いじめに関するアンケート」や教育相談の実施に計画的に取り組む。
- ・養護教諭との相談（保健室など）やスクールライフ・アドバイザーとの相談（教育相談室などの利用）を勧める。

(2) いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。そのため、全教職員の目で、あらゆる場面において生徒を観察し、小さなサインを見逃さないように心掛ける。

【登校時・SHR】

- ・遅刻や欠席が増え、その理由を言わない。
- ・教員と視線を合わせず、うつむいている。
- ・たびたび体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ・担任が入室後、遅れて入室してくる。

【授業中】

- ・保健室やトイレにたびたび行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書やノートに汚れや破損がある。
- ・突然個人名が出される。

【休み時間等】

- ・弁当にいたずらされる。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・衣服が汚れたり、破れたりしている。
- ・一人で清掃している。

【放課後等】

- ・慌てて下校したり、用もないのに学校に残っていたりする。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
- ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

(3) いじめている生徒のサイン

- ・仲間同士が教室に集まり、ひそひそ話をしている。
- ・特定の生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散する。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

(4) 教室でのサイン

教室がいじめの現場になることが多いため、教員は教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、小さなサインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名で呼ばれる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁や黒板等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

(5) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出していることがあるため、以下のサインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがある。
- ・交友関係が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、自宅から外出しなくなったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや破損がある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が急激に下がる。

- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
 - ・自転車がよくパンクする。
 - ・家庭の物品や金銭がなくなる。
 - ・高額な金銭を欲しがる。
- (6) 日常会話（コミュニケーション）の大切さ
- ・学校は楽しいか。（辛いことや悩んでいることはないか）
 - ・困ったときに相談できる人（先生や友人）がいるか。
 - ・クラス内に仲間はずれにされたり、嫌がらせをされたりしている人はいないか。

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で、継続的に支援する。

- ・安全を確保し、安心感を与える。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について共に考える。
- ・温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で臨みつつ、いじめている生徒の内面理解に努め、他人の痛みが分かる心を育てる指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害生徒、加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを許さない集団に育てる。また、ホームルーム全体でいじめについて話し合ったり、考えたりすることで、いじめを根絶しようとする態度を育成する。

ア いじめを見ていた生徒への対応

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。

イ はやしたてるなど同調していた生徒への対応

- ・その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くしていじめをなくすという確固たる意志を示し、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

いじめの事実を把握したら、速やかに面談を行い、丁寧に説明する。

- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要不可欠であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものである場合、所轄警察署に相談して対処する。
- ・心身や財産に重大な損害が生じるおそれがある場合、所轄警察署に通報し援助を求める。

ウ 児童相談所等の福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板などに送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載することなどがネット上のいじめに相当し、そのような行為は犯罪行為となる。

(2) ネット上のいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実

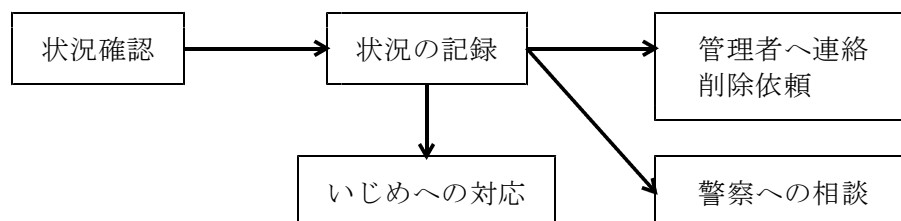
ウ ネット社会についての講話（防犯対策）の実施

(3) ネット上のいじめへの対処

ア ネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・一定期間、連続して欠席した場合（状況により判断する）

(2) 重大事態時の報告と調査協力

学校が重大事態と判断した場合、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

なお、重大事態は、上記(1)ア、イにあるように、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「疑いがあると認められる」段階を重大事態と言い、この段階から調査の実施に向けた取組を開始する。